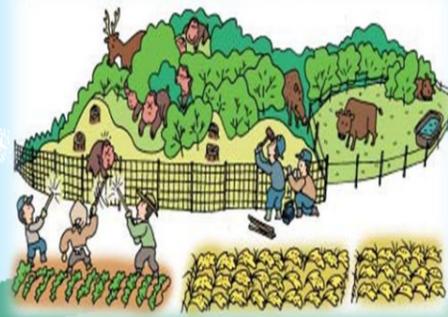


実施隊員に関するQ&A

誰を実施隊員に指名・任命するかについては、市町村の中でよく話し合ってください。



Q 実施隊員となるための要件はありますか？

A 実施隊員は、市町村長が次の者の中から指名又は任命を行います。
 ・市町村の職員
 ・被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者
 これ以外の定めは特にありません。

Q 実施隊員になると常に拘束されるのではないですか？

A 実施隊員は、被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者とされており、「積極的に取り組むこと」についての統一的な基準はありません。
 また、民間の実施隊員は、消防団員と同じように「非常勤」です。
 このため、必ずしも常に拘束されるものではありません。

Q 他の市町村に在住する方を実施隊員に任命できますか？

A 捕獲等の担い手が確保できない市町村においては、他市町村の在住者を実施隊員に任命することが有効です。

【お問い合わせ先はこちら】

| 担当部署名 | 電話番号 |
|---------------------------|--------------|
| 東北農政局 生産技術環境課 | 022-221-6214 |
| 関東農政局 生産技術環境課 | 048-740-0445 |
| 北陸農政局 生産技術環境課 | 076-232-4893 |
| 東海農政局 生産技術環境課 | 052-746-1313 |
| 近畿農政局 生産技術環境課 | 075-414-9722 |
| 中国四国農政局 生産技術環境課 | 086-230-4249 |
| 九州農政局 生産技術環境課 | 096-211-9440 |
| 沖縄総合事務局 生産振興課 | 098-866-1653 |
| 農林水産省 生産局 農業環境対策課 鳥獣災害対策室 | 03-3591-4958 |

鳥獣被害対策に関する情報を農林水産省のホームページに掲載しています。

鳥獣対策

検索

鳥獣に負けない地域をめざして

鳥獣被害対策実施隊の設置 をすすめよう！



農林水産省

鳥獣被害対策実施隊を設置して、鳥獣被害を軽減・防止しよう！

鳥獣被害対策実施隊とは

鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等といった**鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」**を設置することができます。



鳥獣被害対策実施隊の設置に必要な手続き

最低限必要な事務手続きは2つだけ！

① 民間隊員の報酬や補償措置を条例で定める

② 市町村長が隊員を指名または任命する



鳥獣被害対策実施隊のメリット措置

隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者（対象鳥獣捕獲員）は、**狩猟税が通常の2分の1に軽減**されます

被害対策上の **公務災害に対する補償** を受けることができます

実施隊活動のために **市町村が負担した経費の8割が特別交付税措置** されます

継続して10年以上猟銃の所持許可を受けていなくても、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、**ライフル銃の所持許可**の対象となり得ます

<メリット措置が充実されました！（平成24年9月28日から）>

一定の要件※を満たす実施隊員等については、銃刀法の猟銃所持許可の更新等の申請に際して、**技能講習が免除** されます

※ 一定の要件は、次の①・②のいずれも満たすことです。

- ① 1年以内に、実施隊員等として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加
- ② 3年以内に、銃刀法上の指示処分を受けていない

※ 他にも、鳥獣被害防止総合対策交付金の重点配分等のメリット措置があります

鳥獣被害対策実施隊の設置に当たっての工夫事例

| 【課題】 市町村の財政負担 | 【課題】 隊員の人選 | 【課題】 設置の手続き |
|---|---|---|
| 【対応】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 民間隊員の報酬額を年額数千円程度とし、追加的な財政負担を抑制 ◆ 隊員の報酬を、市町村が従前から支給していた有害捕獲の手当と同程度とし、追加的な財政負担がほぼ生じていない | 【対応】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村において、これまで捕獲活動を担ってきた猟友会員又は「鳥獣捕獲隊」の全員を実施隊員に任命 ◆ 隊員の選定に当たって、猟友会に人選を依頼し、推薦された者を隊員に任命 | 【対応】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 実施隊の体制整備や設置手続きに際し、すでに実施隊を設置した近傍市町村の事例を参考とした ◆ 報酬や公務災害補償に関する条例について、既存の条例を適用（例えば報酬について「その他の委員」の欄を適用する等） |
| 報酬の額や支給方法は、市町村の裁量で決めることができます | 既存の捕獲体制をそのまま実施隊に移行させることができます | 条例の新規制定や改正などの手続きを経ずに設置できます |